

## 5 こんなときは

### ◆ 病気やケガをしたとき

1 病院（診療所）や歯科診療所などを受診する場合は、受付窓口で「本人確認証」を見せることで受診できます。

ただし、受診する前に次の点にご注意ください。

- ① 病院等で受診する場合は、あらかじめ実施機関に電話などの方法により連絡を入れてから受診してください。
- ② 「本人確認証」は、実施機関で発行します。病院等を受診する際に必要となりますので、なくさないようご注意ください。
- ③ 受診できる病院等は、支援給付で指定されている病院等であれば、ご自身で選ぶことができますので、受診したい病院等があれば実施機関にお伝えください。

なお、指定されている病院等については実施機関へお尋ねください。

2 休日や夜間など、急に具合が悪くなったため、実施機関に連絡できない場合は、「本人確認証」を病院等の窓口で見せて受診してください。

その場合でも、必ず後で実施機関にご連絡ください。

3 近隣の病院等を受診する場合や、実施機関または受診している病院等から紹介された病院等を受診する場合は、事前に手続きをすることで通院費（交通費）が支給されます。

なお、遠隔地の病院等をご自分で希望して受診する場合は、通院費は支給されませんので、ご注意ください。詳しくは実施機関にご相談ください。

- 4 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり、きゅうなどを受診する場合は条件がありますので、あらかじめ実施機関へご相談ください。
- 5 入院や退院をするとき、病気やけがが治って通院しなくなったときは、実施機関にご連絡ください。

### ◆ 介護サービスを利用するとき

介護サービスが必要となった場合は、要介護認定を受けた上で、在宅サービスや施設サービス等を利用することができます。

なお、要介護認定を受けるためには、認定のための調査などが必要となりますので、あらかじめ実施機関にご相談ください。

### ◆ 親族等が死亡したとき

親族等が死亡し、必要最小限度の葬祭を行えない場合は、葬祭支援給付が支給されます。葬祭支援給付の支給が必要となった場合は、葬祭の準備に取りかかる前に、速やかに実施機関にご連絡ください。

なお、他の親族が葬祭を行うことができる場合や事後申請の場合、また、必要最小限度の額を超える葬祭を行った場合は、原則として支給できませんのでご注意ください。



## ◆ 親族訪問などのため中国や樺太などへ渡航するとき

親族訪問や墓参などのために中国や樺太などへ渡航する場合には、渡航前に実施機関へ渡航の目的、日程及び同行者などの届出（文書または電話連絡）を事前に行うことで、2ヵ月程度までは支援給付を停止されることなく渡航することができます。

また、帰国した際にも実施機関にご連絡ください。

なお、渡航後にやむを得ない事情により渡航期間が2ヵ月を超えてしまうような場合は、必ず実施機関にご連絡ください。

親族訪問や墓参、日中・日露の友好の架け橋となる国際交流への参加、またはこれらと同様の趣旨であると実施機関が認めた目的以外の目的での渡航や、やむを得ない理由もなく渡航期間が2ヵ月を超えてしまった場合などは、渡航にかかった費用（交通費や宿泊費）を収入として認定したり、支援給付を停止または廃止することがありますのでご注意ください。

## ◆ 通訳が必要なとき

病院などや介護施設を利用する場合や行政機関での手続が必要な場合などで、周りに通訳を頼める方がいないときには、中国語などのできる自立支援通訳や支援・相談員などに通訳を依頼することができます。詳しくは実施機関にご相談ください。

## ◆ 相談や悩みごとがあるとき

実施機関に配置されている支援・相談員は、どうすればあなたの悩みごとが解決するかを一緒に考え、手助けします。

また、あなたのご家族の生活の様子などについてお聞きしたり、いろいろな相談に応じます。

何かありましたら、まずは実施機関へご連絡ください。